

岩手県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

令和2年5月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1（1）市町村名 盛岡市
 - （2）指定した施設の名称 永井地域交流活性化センター
 - （3）指定を取り消した施設の名称 盛岡市玉山生活改善センター、盛岡市都南勤労福祉会館
- 2（1）市町村名 大船渡市
 - （2）指定を取り消した施設の名称 漁村センター
- 3（1）市町村名 遠野市
 - （2）指定した施設の名称 遠野市宿・湯屋コミュニティ消防センター
- 4（1）市町村名 一関市
 - （2）指定を取り消した施設の名称 東山大木多目的集会施設ゆみおり館
- 5（1）市町村名 釜石市
 - （2）指定した施設の名称 釜石市立東前集会所、釜石市立花露辺集会所、釜石市立只越集会所、釜石市立根浜集会所、釜石市立箱崎白浜集会所、釜石市立桑ノ浜集会所、釜石市立新田神ノ沢集会所、釜石市立箱崎集会所、釜石市立室浜集会所、釜石市立尾崎白浜集会所